

令和5年高島市教育委員会  
第7回定例会議事日程

日 時 令和5年7月26日(水)  
午後2時00分  
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ
2. 令和5年第6回定例会会議録の承認
3. 会議録署名委員の指名

委員 委員

4. 議事

日程第1 議第39号 個人情報の保護に関する法律および高島市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する教育委員会規則案

日程第2 議第42号 臨時代理につき承認を求めることについて  
(高島市学校給食運営委員会委員の委嘱について)

日程第3 議第43号 臨時代理につき承認を求めることについて  
(朽木図書サロンの臨時休館について)

5. 今後の日程

- ・令和5年教育委員会第8回定例会  
日時：令和5年8月22日(火) 午後2時00分  
場所：高島市役所 新館2階 教育委員会室
- ・令和5年教育委員会第9回定例会(案)  
日時：令和5年9月26日(火) 午後2時00分  
場所：高島市役所 新館2階 教育委員会室

# 令和5年第7回定例会座席表

高木 亜矢 教育委員	田邊 栄美子 教育委員	川島 浩之 教育長	川原林 正英 教育委員	橋本 悟史 教育委員
---------------	----------------	--------------	----------------	---------------

教育指導部長 饗庭 一弥	高島市役所 新館 2階 教育委員会室  教育長 1 教育委員 4 説明員 14 事務局 2 <hr/> 合計 21			教育総務部長 木下 晃
学校教育課長 岡部 陽造				教育総務部次長 教育総務課長 熊地 吉之
学事施設課長 保木 等				教育総務部 調整担当監 山本 純子
学校給食課長 川崎 弘				社会教育課長 竹井 正人

給食施設整備 課長 西川 久志	市民会館長 横井川 博之	図書館長 玉木 智恵	国スポ・障スポ 大会推進課長 野崎 良樹	市民スポーツ 課長 森本 正明	文化財課長 小川 祥枝
-----------------------	-----------------	---------------	----------------------------	-----------------------	----------------

教育総務課 主査 末綱 美都	教育総務課 主任 松岡 弘晃
----------------------	----------------------

事務局

入口

傍聴席

議第 39 号

個人情報保護に関する法律および高島市個人情報保護に関する法律施行条例の施行に関する教育委員会規則案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 7 月 26 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

---

個人情報保護に関する法律および高島市個人情報保護に関する法律施行条例の施行に関する教育委員会規則

高島市教育委員会の所管に係る事務について、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）および高島市個人情報保護に関する法律施行条例（令和 4 年高島市条例第 40 号）の施行については、高島市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和 5 年高島市規則第 1 号）の例による。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

別紙 1

○高島市個人情報の保護に関する法律等施行規則

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第30条第1項または第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、または読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。)および高島市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年高島市条例第40号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な細則を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿の様式)

第2条 法第75条第1項の個人情報ファイル簿は、個人情報ファイルについてこれを利用する事務ごとに作成する個人情報ファイル簿(単票)(様式第1号)の集合物とする。

(開示請求書等)

第3条 法第77条第1項の開示請求書は、保有個人情報開示請求書(様式第2号)によるものとする。

2 個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)第22条第3項の規定により、代理人が開示請求をする場合に代理人の資格を証明する書類として提示し、または提出する委任状は、委任状(様式第3号)によるものとする。

(開示決定等に係る通知)

第4条 法第82条第1項または第2項の規定による開示決定等に係る通知は、次の各号に掲げる開示決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第82条第1項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部または一部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書(様式第4号)

(2) 法第82条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 保有個人情報不開示決定通知書(様式第5号)

(開示決定等の期限の延長に係る通知)

第5条 法第83条第2項の規定による開示決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書(様式第6号)によるものとする。

(開示決定等の期限の特例延長に係る通知)

第6条 法第84条の規定による開示決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(様式第7号)によるものとする。

(事案の移送に関する手続等)

第7条 市の機関は、法第85条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対し、保有個人情報開示請求事案移送書(様式第8号)を交付するものとする。

2 法第85条第1項の規定による事案を移送した旨の通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書(様式第9号)によるものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る各種通知および意見書の提出手続)

第8条 法第86条第1項の規定による第三者に対して開示決定等をするに当たって行う通知は、意見照会書(様式第10号)によるものとする。

2 法第86条第2項の規定による第三者に対して開示決定に先立って行う通知は、意見照会書(様式第11号)によるものとする。

3 法第86条第1項または第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者の意見書の提出は、当該第三者に関する情報の開示に賛成または反対の意思を表示した保有個人情報の開示決定等に関する意見書(様式第12号)を提出して行うものとする。

4 法第86条第3項の規定による反対意見書を提出した第三者に対して開示決定後直ちに行う通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書(様式第13号)によるものとする。

(保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における保有個人情報の開示の実施方法)

第9条 法第87条第1項の規定により、市の機関が、保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における当該保有個人情報の開示の実施の方法を定めようとするときは、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

(1) 音声データ 次のいずれかの方法

ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの聴取

イ 光ディスクに複製したものの交付

(2) 映像データ(写真等を表示する画像データを含む。) 次のいずれかの方法

ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの視聴(写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものの閲覧を含む。)

イ 光ディスクに複製したもの(写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力

したものを含む。)の交付

(3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次のいずれかの方法

ア 用紙に出力したものの閲覧または交付

イ 光ディスクの交付

ウ その他当該電磁的記録に応じて適切な方法

(開示の実施方法等の申出)

第10条 法第87条第3項の規定による開示の実施の方法等の申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書(様式第14号)によるものとする。

(写しの交付および送付に要する費用)

第11条 条例第3条ただし書の規定により保有個人情報の開示を受ける者が負担する写しの交付に要する費用は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 市の設置する複写機により写しを作成する場合および市の設置する印刷機により用紙に出力する場合(日本産業規格A列3番、A列4番の用紙を用いる場合に限る。) 単色にあつては1枚につき10円、カラーにあつては1枚につき20円

(2) 光ディスクにより複製を作成する場合 当該複製に要する実費

(3) その他の当該電磁的記録に応じて適切な方法により開示する場合 当該開示に要する実費

2 前項に定める写しの交付に要する費用は、事務所における開示の実施にあつては現金により、写しの送付の方法による開示の実施にあつては、納付書、郵便為替または現金書留により納付しなければならない。

3 令第28条第4項の写しの送付に要する費用を納める方法として規則で定める方法は、納付書または郵便切手で納付するものとする。

(訂正請求書等)

第12条 法第91条第1項の訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(様式第15号)によるものとする。

2 訂正請求書には、訂正請求に係る保有個人情報の内容が事実でないことを裏付ける客観的な資料を添付することができる。

3 令第29条において準用する令第22条第3項の規定により、代理人が訂正請求をする場合に代理人の資格を証する書類として提示し、または提出する委任状は、委任状(様式第16号)によるものとする。

(訂正決定等に係る通知)

第13条 法第93条第1項または第2項の規定による訂正決定等の通知は、次の各号に掲げる訂正決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第93条第1項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書(様式第17号)

(2) 法第93条第2項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定 保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書(様式第18号)

(訂正決定等の期限の延長に係る通知)

第14条 法第94条第2項の規定による訂正決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(様式第19号)によるものとする。

(訂正決定等の期限の特例延長に係る通知)

第15条 法第95条の規定による訂正決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(様式第20号)によるものとする。

(事案の移送に関する手続等)

第16条 市の機関は、法第96条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送する他の行政機関の長に対し、保有個人情報訂正請求事案移送書(様式第21号)を交付するものとする。

2 法第96条第1項の規定による事案の移送した旨の通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書(様式第22号)によるものとする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第17条 法第97条の規定による保有個人情報の提供先に対する訂正の実施をした旨の通知は、提供している保有個人情報の訂正決定に関する通知書(様式第23号)によるものとする。

(利用停止請求書等)

第18条 法第99条第1項の利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(様式第24号)によるものとする。

2 利用停止請求書には、利用停止請求に係る保有個人情報が法第98条第1項各号のいずれかに該当することを裏付ける客観的な資料を添付することができる。

3 令第29条において準用する令第22条第3項の規定により、代理人が利用停止請求をする場合に代理人の資格を有する証明する書類として提示し、または提出する委任状は、委任状(様式第25号)によるものとする。

(利用停止決定等の通知)

第19条 法第101条第1項または第2項の規定による利用停止決定等の通知は、次の各号に掲げる利用停止決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第101条第1項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書(様式第26条)

(2) 法第101条第2項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書(様式第27号)

(利用停止決定等の期限の延長に係る通知)

第20条 法第102条第2項の規定による利用停止決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(様式第28条)によるものとする。

(利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知)

第21条 法第103条の規定による利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(様式第29号)によるものとする。

(審査会への諮問)

第22条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規程による諮問は、次の各号に掲げる決定等の区分に応じ、当該各号に定める諮問書によるものとする。

(1) 開示決定等 諮問書(様式第30号)

(2) 訂正決定等 諮問書(様式第31号)

(3) 利用停止決定等 諮問書(様式第32号)

(4) 開示請求、訂正請求または利用停止請求に係る不作為 諮問書(様式第33号)

2 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による諮問をした旨の通知は、諮問通知書(様式第34号)によるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(高島市個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 高島市個人情報保護条例施行規則(平成17年高島市規則第12号)は、廃止する。



1. 改正の背景（課題・改正の必要性）

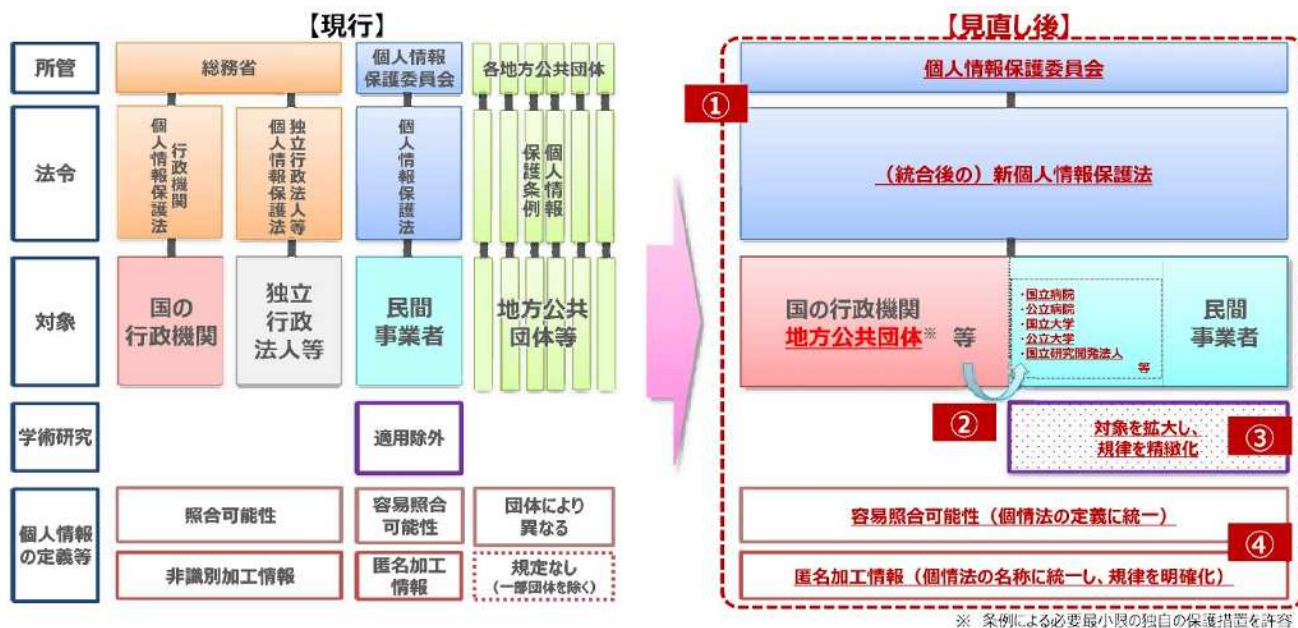
- (1)国は、国や地方のデジタル業務改革を強力に推進していく方針を持つ。
- (2)行政と民間、地域の枠を超えたデータ利用の活発化が生じている。
- (3)国境を越えたデータ流通の増加を踏まえ、国際的な制度周知を図る必要性が増している。

2. 法改正及び条例改正の主な目的

- (1)個人情報保護とデータ流通の両立に必要な全国共通ルールを法律で設定すること。
- (2)様々なルールの存在によって生じていた現行法制度の不均衡・不整合を是正する。
- (3)法改正の対応および条例で定める必要がある事項を制定すること。

3. 改正されたポイント（何がどう変わったか）

- ①これまで行われていたそれぞれの基準や運用を新たな「個人情報保護法」に統一する。  
 ※法による全国統一のルールとし、全体の監視監督を個人情報保護委員会に一元化する。
- ②医療分野、学術分野の規制を統一し、法適用除外のルールを改める。
- ③特定の個人を識別できないように加工されたデータの取り扱い規律を明確化する。



4. 本市改正条例の内容（どうなるか）

- (1)従前の「高島市個人情報保護条例」を廃止し、新たに「高島市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定する。
- (2)個人情報保護法の運用については、従前からの大きな変更点はない。(任意代理人の開示請求が可能になる等)
- (3)情報の開示請求にかかる手数料は無料。写しの交付および送料等の費用は請求者の負担。

5. 本市（教育分野）への影響

- (1)特になし（従前のとおり）

議第42号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年7月26日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

---

臨時代理につき承認を求めることについて

高島市学校給食運営委員会委員の委嘱については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定により、令和5年7月20日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

別紙

令和5年度高島市学校給食運営委員会委員の委嘱について

高島市学校給食共同調理場設置条例（平成17年1月1日）第4条第2項に基づき、次のとおり高島市学校給食運営委員会委員に委嘱する。

旧

委員の区分	所属等	氏名
3号委員 公益を代表する者	高島市農業委員会	水口 淳

新

委員の区分	所属等	氏名
3号委員 公益を代表する者	高島市農業委員会	清水 巧

任期 令和5年7月20日から令和6年3月31日まで

議第43号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年7月26日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

---

臨時代理につき承認を求めることについて

朽木図書サロンの臨時休館については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定により、令和5年7月15日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

## 別紙

### 朽木図書サロンの臨時休館について

高島市立図書館の管理運営に関する規則（平成19年高島市教育委員会規則第3号）第4条の規定に基づき、次のとおり朽木図書サロンを臨時休館とする。

#### 記

- 1 施設名および臨時休館日  
朽木図書サロン  
令和5年7月16日（日）および17日（月）
- 2 休館理由  
職員の病気休暇取得のため
- 3 利用者への周知方法  
市立図書館ホームページ、防災行政無線放送（朽木地域のみ）および休館予告ポスターの掲示